

青井おひさま保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主

事業者の名称	ライクキッズ株式会社
事業者の所在地	東京都渋谷区道玄坂一丁目12番1号 渋谷マークシティウエスト17階
事業者の電話番号	03-6431-9794
代表者氏名	代表取締役 岡本 泰彦

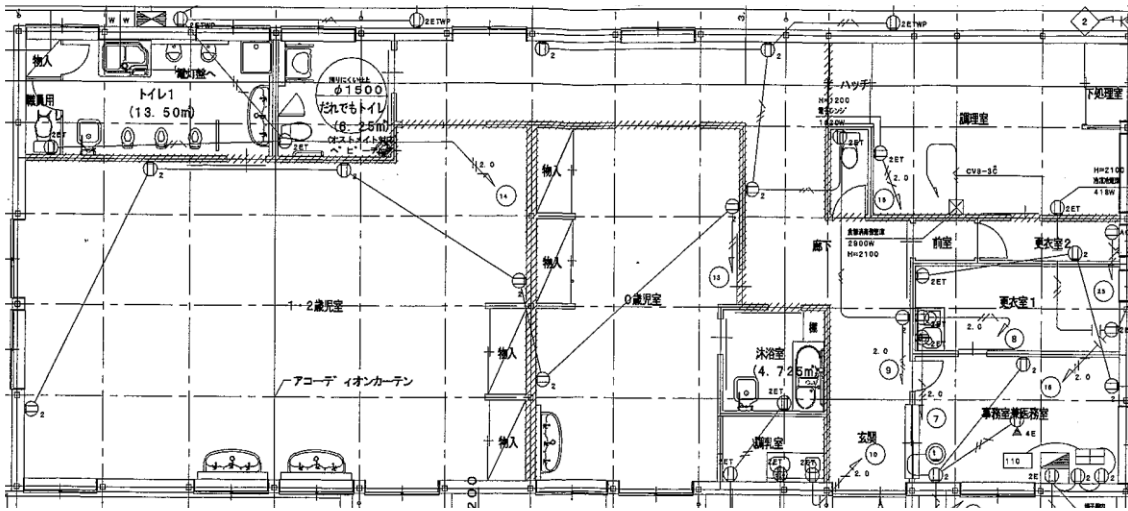
2 施設の概要

種別	保育所	
名称	青井おひさま保育園	
所在地	東京都足立区青井1丁目7番6号	
電話番号	03-5888-7063	
FAX	03-5888-7306	
施設長氏名	會田 千秋	
開設年月日	平成24年7月1日	
運営開始年月日	令和4年4月1日	
利用定員 (年齢別)	0歳児	1歳児以上
	6人	22人
取扱う保育事業	延長保育	

3 施設・整備の概要

敷地面積		680.63㎡	
園舎	構造	鉄骨造1階建て	
	延床面積	227.49㎡	
施設設備の 数と面積	乳児室	1室	24.40㎡
	保育室及び遊戯室	2室	64.23㎡
	調理室	1室	17.82㎡
	幼児用トイレ	3室	20.94㎡
屋外遊戯場(園庭)		95.30㎡	

平面図



4 施設の目的・運営方針

(1) 施設の目的

青井おひさま保育園は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもを日々保護者の下から通わせて保育を行う事を目的とします。

(2) 運営方針

青井おひさま保育園は、法の基本理念と関係法令等に基づき、入所する子どもが明るく衛生的な環境において、心身ともに健やかに、社会に適用できるように育成するものとします。

また、運営にあたっては、東京都児童福祉法施行条例、足立区子ども・子育て支援法施行条例及びその他関係法令等を遵守するものとします。

5 ライクキッズの保育

ライクキッズの保育は、保護者や地域の皆さまと子育ての楽しさを分かち合いながら、陽だまりのようなあたたかい空間（いえ）で、子どもたちがのびやかに生きていく力を育んでいきます。

晴れた日には散歩に出かけて草木や石、虫や魚などとふれあう時間を楽しみ、自然のかかわりの中から、生命の大切さや自分で考える力、他人をおもいやる心など、人として大切な感性や心を養っていきます。

こども理念

のびやかに育て だいちの芽

保育方針

みとめ愛・みつめ愛・ひびき愛

信頼・安定・共感

めざす保育園像

● 陽だまりのような保育園

● 地域と共に育つ保育園

● 子どもと共に輝いていける保育園

保育目標

めざす子どもの姿

■自然を愛し、心身ともに健やかな子ども

*歩く、走る、跳ぶなど戸外での活動を通して、からだを動かす楽しさを知った子ども。

*自然と親しみ、情緒豊かな心・知的興味や関心を育て、思考力、認識力を培い、科学的に観察する力を持った子ども。

■自分で考え行動し、意欲と根気のある子ども

*意欲・想像を掻き立てられる環境の中で子ども自らが主体的に行動し「やってみよう」と思える子ども。

*様々な遊びや実体験を通じ想像力を養いながら、正しいと思うことが分かり自分で行動する力や困難にも立ち向かい簡単にあきらめない心をもった子ども。

■「仲間」と関わり、人を思いやれる子ども

*相手の人権を尊重し、思いやりのある子ども。

*やさしく愛され見守られる中で、人を愛したり、やさしくすることに喜びを持てる子ども。

■自己を表現できる子ども

*さまざまな生活の場面で、自分の思いを「自分らしく」表現できる子ども。

*豊かな体験を通して物を見たり・感じたり・考えたりし、喜びや驚きを伝えられる子ども。

6 職員体制

職種	員数	職務内容
施設長	1人	園務の統括
主任保育士	1人	保育の統括、地域の子育て支援
保育士	6人以上	保育業務
調理員（栄養士含む）	2人以上	給食調理
栄養士	1人	栄養管理、献立作成、給食調理
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
事務員	0人	（法人本部対応による）
嘱託医	2人	内科医及び歯科医との嘱託医契約

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

<クラス編成>

年齢	クラス名	クラス人数
0歳児	だいち	6名
1歳児	そよかぜ	10名
2歳児	ふたば	12名

7 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日まで
休所日	日曜日、祝日、12月29日～31日及び翌年1月1日～1月3日

※その他災害、伝染病などの発生時、非常時の場合は、休園や時間短縮することもあります。

8 保育・教育を提供する時間

（1）開所時間

月曜日から金曜日	7時30分 から 19時30分 まで
土曜日	7時30分 から 18時30分 まで

（2）保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

土曜日の保育時間（11時間）	7時30分 から 18時30分 まで
延長保育時間	夕： 18時31分 から 19時30分 まで

（3）保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

土曜日の保育時間（11時間）	8時30分 から 16時30分 まで
延長保育時間	朝： 7時30分 から 8時29分 まで
	夕： 16時31分 から 19時30分 まで

※保育必要時間について

保育所における「保育を必要とする時間」とはその上限ではなく、勤務時間と通勤時間を合わせた時間となります。利用時間に買い物等保護者様の私的な用事は含まれませんのでお迎えの際は十分ご考慮をお願い致します。

※登園は7時30分から9時00分までの時間帯でお願いします。欠席の場合は、9時00分までに園へご連絡ください。

9 利用料金

受領する費用の種類	保護者が居住する区市町村が定める利用料
利用料 (利用者負担)	幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：住民税非課税世帯を対象に無償 ※詳しくはお住まいの区市町村までお問い合わせください。

10 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

受領する費用の種類	金額	支払月
・フェリカカード代 ・安心伝言版カード ・帽子代	・フェリカカード代 (1枚目は無料) 1枚110円 ・安心伝言版カード代 (1枚目は無料) 1枚330円 ・帽子代 (1個目は無料) 1個759円	翌月

11 延長保育に係る延長保育料

(1) 標準時間認定児童

世帯区分	月極料金		スポット料金		
	0歳児	1・2歳児	時間	0歳児	1・2歳児
A・B階層	1,500円/月	1,000円/月	18:31～ 18:45	400円 /回	300円 /回
			18:31～ 19:00	800円 /回	600円 /回
C・D階層	6,000円/月	4,000円/月	18:31～ 19:30	1,200円 /回	800円 /回

※ 補食代を含みます。夕食については、1食200円になります。

※突発的な利用の場合には、必ず電話連絡をお願いします。

※保育短時間の方は、7:30～8:30及び16:31～18:30(最大3時間)の利用であれば、一律500円です。18:31～19:30の利用の場合は、500円+保育標準時間料金となります。

12 支払方法

保育園で発生する保護者徴収金は、原則として保護者指定の預金口座からの自動引落の方法によるものとします。

- ・御請求日 毎月10日前後
- ・御引落日 毎月27日(土日祝日の場合、翌営業日)

尚、保護者が自動引落の方法を希望しない場合、当該保護者は自宅に郵送される払込票の内容に基づき支払うものとします。

- ・御支払日 払込票記載の期限内

領収書については口座振替は通帳に、払込票は本人控えにそれぞれ替えるものとします。ただし、保護者から依頼があった場合については別に領収書を発行します。

尚、振替日に、引き落とせなかった場合、翌月に合算しての請求となります。予めご了承ください。

13 提供する保育・教育の内容

(1) 保育の内容

当園は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準規定に基づき保育を提供するほか、次に掲げるものを行います。

- ア 給食
- イ その他必要な保育

(2) 当園は、(1)の保育のほか、次に掲げる便宜の提供を行います。

- ア 時間外保育(延長保育)
- イ その他の便宜

(3) 食事の提供

子どもの年齢に応じ、概ね以下の時間帯に食事を行います。

年齢	午前おやつ	昼食	午後おやつ	備考
0歳児	9時45分	10時45分	15時15分	7～11か月頃の離乳食児は午後おやつが午後食になる
1歳児		11時15分		
2歳児		11時30分		

<毎日の保育・教育の流れ(一例)>

時間	0歳児 (だいち組)	1・2歳児 (そよかぜ・ふたば組)
7:30	順次登園	順次登園
8:30	自由遊び	自由遊び
8:45		各クラスに移動
9:30	おやつ	おやつ
10:45	授乳・離乳食	
11:00		昼食(1歳児・2歳児)
11:45	午睡	
12:30		絵本読み聞かせ 午睡(1歳児・2歳児)
14:45	目覚め	目覚め
15:00	おやつ・授乳	おやつ
	自由遊び	自由遊び
16:30	順次降園	順次降園
	自由遊び	自由遊び
18:30	保育標準時間終了	
18:31	延長保育	
19:30	閉園	

※活動の時間は年齢・季節や天候等によって変動します。

※土曜日は出席人数が少なくなることから、合同保育になります

< 保育計画（年間） >

入園されるお子様の年齢により、行事を変更することがあります。

クラス	保 育 計 画			
0歳児	○衛生的で安全な環境の中で一人一人の子どもの生活を重視し、睡眠・食欲・遊びを満たし安定して生活が送れるようにする ○保育者との関わりの中で人への信頼感をもち安心して依存できる			
1歳児	○生活の中で色々な事に興味を持ち、やってみようとする気持ちが芽生え、探索活動を十分に楽しみ、感覚を豊かにする ○保育者との信頼関係の下、友だちと一緒に楽しんで遊ぶ ○身の周りの物事、友だちに関心を持つ			
2歳児	○自分でしようとする気持ちを大切にしながら身の回りの事ができる喜びを味わう ○自分の思いや気持ちをふくらませ表現する ○みたて・つもり遊びを楽しむ ○全身や手指を使う遊びを楽しみ、模倣遊び、ごっこ遊びをしながら友だちとの関わりを広げる			
行事	4月	入園・進級お祝い会	10月	園児引き渡し訓練・秋の遠足 ハロウィン
	5月	子どもの日のお祝い会 保育参観・クラス懇談会・健康診断	11月	健康診断・発表会・食育活動
	6月	運動会・交通安全週間	12月	クリスマス会
	7月	七夕まつり・個別懇談 健康診断	1月	新年お祝い会・個別懇談・ 個別懇談・お楽しみ会・食育活動
	8月	夕涼み会・食育活動	2月	節分・保育参観・クラス懇談会
	9月	防災訓練・歯科検診・ 食育活動	3月	ひなまつり・お別れ遠足・卒園式
	月間行事	お誕生日会・身体測定・避難訓練・0歳児検診		
	その他	保護者懇談会・保育参加（参観）・個人面談・クッキング・給食試食会・健康診断・歯科検診		

14 給食等について

ライクキッズでは自前給食を通して望ましい食習慣をつけ、乳幼児の食生活の向上をはかります。

何より“安全で、旬のものを”“皆で”“楽しく”食べるという経験が、『食』の大切さを自然に身に付け、健康な心と体を育てます。

乳幼児期の食生活は、成人してからのあらゆる食習慣の基礎となるものであり、正しい食習慣を身につけ、食文化を伝える役割を担うその意味合いからも保育園の給食は大変重要です。

～保育園給食の目標～

- ・食生活に対する正しい理解と食嗜好および望ましい習慣を養う。
(偏食の指導、手洗いの励行、食前食後のあいさつ等)
- ・栄養改善及び健康の保持増進、体力の向上をはかる。
- ・保育園での生活を豊かにし、明るい人間関係を養う。
- ・給食を通して乳幼児の家庭及び地域社会の食生活改善に寄与する。(食育)

(1) 献立作成に際しての留意していること

子どもの嗜好や喫食状況も考慮し、職員で毎月の給食・食育会議なども踏まえて作成します。

- ・季節に応じた食材を取り入れる。
- ・行事食を盛り込む。(誕生日会メニューも含む)
- ・主食・主菜・副菜・汁物の組み合わせを主とする。
- ・おやつは手づくりのものを基本とする。
- ・加工食品、添加物、冷凍食品は極力使用しない。
- ・できるだけ国産品を使う。

(2) 離乳食の考え方

0歳児は調乳・離乳食の各期に応じて食事を提供致します。個々の発達に応じて保護者の方と連携を取りつつ離乳を進めていきます。入園の際に児童調査票を基にお子様の健康面、食事の摂取状況を確認の上、離乳を進めていきます。

また、離乳食は家庭で食べた食品から(問題ないと確認後)での給食の提供となりますので献立表の事前チェックを必ず行ってください。

特にアレルギーをお持ちのお子様に関しては入念にお願い致します。

(3) 保育における食育計画

年齢に応じた発達に合わせて、食事をおいしく、楽しく食べる子どもを育てていきます。

「保育所保育指針」に沿い、健康な生活の基本としての「食を営む力」の育成を目指し、その基礎を培うことを目標として計画しています。年間食育計画を作成し実践します。

(4) 昼食等について

昼食・おやつ 補食・夕食	毎月末に翌月の献立表を配布します。
アレルギー への対応	医師の診断書の下、除去食をご用意します。面談の際、ご相談ください。（保護者のみの判断の除去はできませんのでご了承ください。）
衛生管理	集団給食施設届出を保健所へ提出しています。 調理員及び保育士は毎月細菌検査を行います。

※アレルギー対応について・・・当園は、厚生労働省が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき、適切な対応に努めています。

(5) 延長保育時の補食提供の考え方

延長保育を利用する場合、補食の提供を行います。家庭でいただく食事までの補助食と考え、焼きそば、おにぎり、サンドイッチ等の提供で献立を作成しています。（離乳食の提供はしていませんのでご了承ください。）

15 保護者に用意していただくもの

(すべての持ち物に必ず、名前を記入してください)

		0歳児 (だいち組)	1歳児 (そよかぜ組)	2歳児 (ふたば組)
常にロッカーに入れて置くもの	おむつ	10	10	6
	おしり拭き	1	1	1
	着替え (下着・ズボン・上着・靴下)	3 (よだれかけ含む)	3	3
	布団カバー (敷布団用)	1	1	1
	午睡用バスタオル (通年)	1	1	1
	体拭き (30cm×80cm程度)	1	1	1
	おねしょシート	必要に応じて声を掛けさせていただきます。		
	うがいコップと袋	必要に応じて声を掛けさせていただきます。		
	ビニール袋	1	1	1
毎日準備するもの	食事用エプロン	3	3	3
	おしぼり	3	3	2
	着替え1セット	名前を記入したスーパーの袋に入れて持参ください。		
	かばん	1	1	1
	連絡帳 (携帯アプリ) ※使用できない方は連絡帳	1	1	1

※持ち物は、年齢によって違いますのでよくご確認ください。

※0歳児は寝返りができるようになったら、上下別の洋服にしてください。

※フード付の洋服は危険を伴いますので避けていただきますようお願いします。

※水着等は必要な時期になりましたらクラスだより等でお知らせします。

※その他持ち物に変更がある場合は、その都度保育園よりお知らせします。

※午睡用敷布団は、園でご用意します。

※カラー帽子は金曜日に持ち帰り、洗濯をすませ月曜日にお持ちください。

※おむつは後ろの上部に記名して下さい。

16 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①送り迎えは原則として保護者の方とします。保護者以外の方がお迎えにいらっしゃる場合は事前にご連絡をお願いします
- ②玄関は防犯上常時施錠しています。玄関脇のインターホンを押し、お名前をおっしゃってください。モニターで確認後、開錠します。
(セキュリティシステムが作動し、24時間警備しています。)
- ③健康状態等で気になることを保育士にお伝えください。
- ④フェリカカードにて登園時間の登録をお願いします。
- ⑤食べ物やおもちゃ、お金は持ちこまないようお願いします。
- ⑥玄関で手洗い・うがいのご協力をお願いします。
- ⑦検温していただき、保育士にお知らせください。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

- ①フェリカカードにて降園時間の登録をお願いします。
- ②必ず保育者に声をかけてください。
- ③ロッカー内（衣類の補充等）の確認をしてください。
- ④掲示板やウォールポケット・今日の様子、その他の連絡事項を必ず見てください。
- ⑤お子様と一緒に保育士と「さようなら」の挨拶をしてお帰りください。玄関を出るときは、先にお子様だけ出さないようにしてください。

(3) 下記の場合には、ご連絡ください。

- ①保育園をお休みするときは、9:00までにご連絡ください。
- ②具合が悪い場合には、必ずお子様の状態をお知らせください。
(高熱・発しんがある・下痢をしている等)
- ③登降園の時間・送迎の方が変わるときには、必ず連絡先をお知らせください。(平常の勤務先と違う場所に行くなど)
- ④勤務先、住所、乳児医療証、健康保険証等の変更があるときはお知らせください。

17 保育園と保護者との連携について

【園からのお知らせ】

- ① 毎月の園だより・クラスだより
(行事案内・保育内容・給食だより・給食の献立表など)
- ② 毎日の保育の様子
(今日の様子を掲示板、または連絡帳などにてお知らせします。)

【連絡帳】

だいち・そよかぜ・ふたば組

乳児期は食事・睡眠等一日24時間での生活を把握し、ご家庭と連携を取りながら保育をすることが大切です。連絡帳にご家庭の様子や今朝の体温などを記入してください。保育者は園生活の状況を毎日記入します。

※なお、ICT機器として電子連絡帳を導入している施設においては、上記「連絡帳」の文言を「ナナポケ」と読み替えます。

【お子様の様子をお伝えするために】

- ① 保育参観・保育参加は定期的に日程をお知らせしますが、その他にもご希望がありましたら担当保育士までご相談ください。
- ② 個人面談を実施します。
- ③ 保護者懇談会を実施します。

18 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

【健康診断】

健康診断は年2回、0歳児健診は毎月1回、園医が健診します。健診の結果については健康の記録に記載するとともに保護者の方へお伝えします。

【身体計測】

毎月1回、身長・体重の計測を行います。結果については「健康の記録」に記載をするとともに保護者の方にお伝えします。また、お子様の日頃の様子で心配なことがありましたら保育園にご相談ください。

【歯科健診】

年1回、歯科健診を実施致します。結果については「健康の記録」に記載するとともに保護者の方にお伝えします。

(2) 健康管理、病気のときの対応

【保健衛生について】

～こんなときはお知らせください～

※朝起きていつもと違うとき

- ・食事を食べたがらない・熱が出た・熱っぽい・咳がでる
- ・ゴロゴロしている・処方された薬を飲んでいる・吐いた
- ・その他気になる症状が見られるとき・下痢をしている

～こんなときはお知らせします～

・熱が出たとき（平熱より1℃以上または37.5℃以上を目安にご連絡します）

- ・ひどい下痢や嘔吐がある
- ・けがをした

※症状によってはお迎えをお願いすることがあります。

～こんなときはお休みください～

- ・熱があるとき（平熱より1℃以上）・下痢、嘔吐が続いているとき
- ・感染症（うつる病気）にかかったとき（別表「感染症について」参照）

～日頃からご点検ください～

・つめについて

つめが伸びていると、ばい菌が溜まったり、皮膚を掻き傷つけたり、虫さされからとびひになる原因となります。また、お友だちに思わぬ怪我をさせてしまうこともあります。ご家庭でも気をつけ、こまめにつめ切りをしてください。

・頭髮について

飾りのあるゴムは、転倒時にけがの原因にもなりますのでお控えください。また、アタマジラミ症の流行を防ぐために定期的に頭部のチェックをさせていただきます場合もあります。ご家庭においてもチェックをお願いします。疑いや発生に気づきましたら必ず受診し保育園へご連絡くださいますようお願いいたします。

～その他～

- ・具合が悪くなった場合は連絡をしますので、なるべく早めのお迎えをお願いします。
- ・身体の清潔に気を配りましょう。
- ・早寝早起きの習慣をつけましょう。
- ・朝食を食べ、排便を済ませてから登園しましょう。
- ・薄着の習慣をつけましょう。（乳幼児は動きがとても活発です。身体に合わない服装やぶかぶかの靴は動きを妨げ、けがの原因になります。）

【与薬について】

○原則として通常保育での与薬はできません

与薬は医療行為とも考えられますので原則として与薬はできません。但し、事情によりやむを得ない場合はご相談ください。

※抗けいれん剤、心疾患用薬剤、食物アレルギーの予防薬など、慢性疾患を抱える園児がどうしても決まった時間に与薬することが必要であると医師が判断する薬に限り保育園での与薬をすることができます。

○解熱剤は経口薬、座薬に拘わらず与薬できません。

（平熱より1℃以上または37.5℃以上になりましたらご連絡しますのでお迎えにいらしてください。）

○喘息の吸入はできません。

19 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

『感染症』とは、病原微生物が人の体内に侵入して、増殖し、それによって人に有害な影響を及ぼすか、又は人の生態の防御反応が起こり、人に対して好ましくない反応を引き起こされた状態、すなわち発症した状態を指します。学校保健法では伝染病の病気にかかったときは出席停止の指示をしなければならないことになっていますが、保育園においてもこれを準用することになっています。

感染症が発生したときは、保護者の皆様へ発生状況を速やかに知らせ、感染症の拡大防止と予防に努めています。お子様が感染症にかかった場合は、速やかに保育園にお知らせください。

保育所における感染症による休園の基準

保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）より抜粋

【医師が意見書を記入することが考えられる感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘（水ぼうそう）	発しん出現1～2日前から痂皮（かさぶた）形成まで	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後から4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症（O157・O26・O111等）	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。（無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。）
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（—）としている。

【医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症】

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（りんご病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

※登園許可証（医師記入）・登園届（保護者記入）の用紙は園に用意してあります。

※新型コロナウイルス感染症については、国のガイドラインをご参照ください。

【予防接種について】

予防接種は様々な感染症を予防し、罹っても軽くすむことを目的としています。保育園は集団の場ですので主治医と相談しながらできるだけ接種するようにお願い致します。

受けられた接種の種類・年月日を園にお知らせください。

予防接種後の登園は30分経過観察の上、医師の判断によりお預かりいたします。登園後、体調の変化等ありましたらご連絡をさせていただきます。

【嘔吐・下痢・血液にて汚れた衣類について】

近年はノロウイルスやロタウイルス等の集団感染の拡大が懸念されています。感染症が考えられる嘔吐・下痢にて衣類が汚れてしまったとき、園にて消毒・洗濯等をした場合、ウイルスによる感染拡大の危険性が考えられるため、汚れたままビニールに入れて、お持ち帰り頂きます。予めご了承、ご協力をお願いします。

～理由～

1. 汚れた衣類を迅速にビニール袋に入れ処理をすることにより、空気感染を最小限にする。
2. 汚れた衣類を扱うことで、保育士及び園児への感染の拡大の危険がある。
3. 消毒のため次亜塩素酸ナトリウム液に衣類をつけると衣類が脱色してしまい、着用できなくなる可能性が高い。
4. 園内では熱湯による消毒が不可能。

～自宅での衣類の処理・洗濯方法～

- ①衣類をビニール袋に入れ、周囲を汚さないようにする。
 - ②85℃で1分以上の熱湯消毒もしくは、次亜塩素酸ナトリウム6%を水1ℓに対して約20mlを（めやすとしては、500mlペットボトルにキャップ2杯弱）入れ、30～60分間浸す。
 - ③消毒後、他の衣類と分けて最後に洗濯する。
- 加熱で消毒することができますが、ほかの細菌やウイルスに比べ熱に強いです。

85℃で1分以上もしくは80℃で10分程度の加熱が必要です。主成分が次亜塩素酸ナトリウムの塩素系漂白剤が効果的です。エタノールや逆性石鹼などの消毒は無効です。なお、洗濯作業をする際には、マスク・手袋を装着することで感染予防することができます。

【慢性疾患について】

アレルギー疾患（食物アレルギー・気管支ぜん息など）、心臓疾患、けいれん性疾患などについては診断書が必要な場合があります。食物アレルギーなどで除去食が必要な場合は主治医による診断書（「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」）が必要です。また定期的に（医師の診断に基づき半年～年1回）「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」をご提出いただき今後のお子様の健康管理についてのご相談をさせていただきます。

20 嘱託医

保育園ではお子様の心身共にすこやかな成長を願い、嘱託医の先生と連携をとお子様の健康・疾病等の予防に努め、保育士と看護師の協力のもと日々の保育に携わってまいります。

小児科の先生からさまざまなアドバイスをいただき、保護者の皆様にも情報を提供させていただきます。お子様の発育、健康状態などご心配なことがありましたら、園の健康診断時に先生にお聞きすることもできますので、保育士又は看護師にご相談ください。

医療機関の名称	中島小児科
嘱託医名	中島 正樹
所在地	東京都足立区足立四丁目41番6号
電話番号	03-3852-5241

21 一時避難場所、広域避難場所

保育所近隣の一時避難場所、広域避難場所は次のとおりです。

一時避難場所	青井高等学校
広域避難場所	青井小学校

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子様の保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持ってしかるべき対応を行いますので、予め御了承ください。

<近隣の緊急連絡先>

綾瀬警察署	住所： 東京都足立区谷中4丁目1-24 電話： 03-3620-0110
足立消防署	住所： 足立区梅島二丁目1番1号 電話： 03-3852-0119

<ネットワーク>

足立区役所	電話： 03-3880-5321 (子ども施設運営課 公設民営担当)
-------	---------------------------------------

23 災害時の避難について

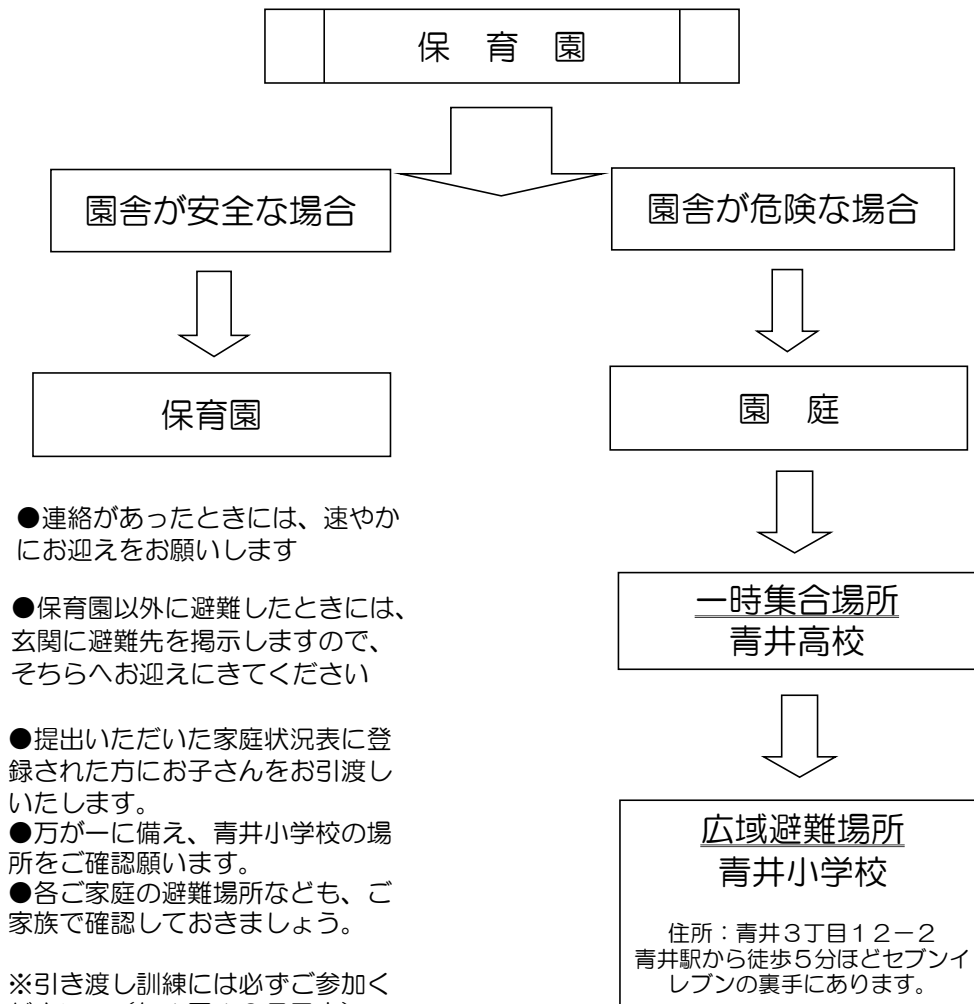
災害時 備蓄品(一例)

備蓄食品	足立区消防署へ提出している消防計画書により対応いたします。		
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 ・ガス漏れ報知器 ・その他、カーテン、敷物、建具などの防災処理 ・震災に備えての備蓄食糧（アルファ米・カンパン）、飲料水、ミルク、携帯ラジオ等 		
避難・消火訓練	・条例の規定に基づき、避難訓練（毎月）及び消火訓練（毎月）を実施します。		
第1次避難所	青井高校	第2次避難所	青井小学校

保育中に災害が発生した場合には、保育園では下記のような対応をとることになっています。

尚、地震の場合には、園児を連れて外へ避難する場合のリスクを考え、基本的には園舎内で机の下に避難するなどしながら収まるまで待機します。

地震や災害時に保育園から避難する場合は・・・



<災害用伝言ダイヤルの活用>

お子様の引渡し場所を明確にするため、次の場合には災害用伝言ダイヤルを活用します。ご自宅及び保育園の電話番号でメッセージのご確認をお願いします。

- ① 保育園から避難所に避難したときは、保育園の電話番号にメッセージを残します。
- ② お子様を医療機関へ搬送されたときは、ご自宅の電話番号にメッセージを残します。

【災害用伝言ダイヤルの使用方法】

※伝言の再生方法※

ダイヤル	ガイダンス
171	こちらは災害用伝言ダイヤルセンターです。録音される方は「1」、再生される方は「2」、暗証番号を利用する録音は「3」、暗証番号を利用する再生は「4」をダイヤルしてください。
2	被災地の方はご自宅の電話番号、または連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。被災地以外の方は、連絡を取りたい被災地の方の電話番号を市外局番からダイヤルしてください。
03-5888-7063	電話番号（03-5888-7063）の伝言を再生します。プッシュ式の電話機をご利用の方は数字の「1」のあと#を押してください。ダイヤル式の方はそのままお待ちください。なお、電話番号が誤りの場合、もう一度おかけ直してください。
1 #	新しい伝言からお伝えします。伝言を繰り返すときは、数字の「8」の後#を、次の伝言に移るときは数字の「9」の後#を押してください。

～災害用伝言ダイヤル（伝言の例）～

（1）保育園へ残した伝言

こちらは青井おひさま保育園です。お子様は△△（避難場所）へ避難致しましたのでお迎えは避難所の方をお願いします。

（2）自宅の電話番号へ残した伝言

こちらは青井おひさま保育園です。××さんは□□（病院名）へ搬送されましたので病院へ直行してください。よろしくをお願いします。

※災害用伝言ダイヤルは携帯電話、公衆電話、一般電話からおかけください。

～安心伝言板の活用～

施設からの情報を情報発信システム「安心伝言板」でご登録頂いたメールアドレス宛へ発信します。

<大災害時対応フロー>



園児安全確保最優先（全職員 ※調理室・看護師含む）

園長は緊急時役割分担に基づいた職員への指示

大災害の場合は避難場所へ避難の場合あり

園長：情報収集 災害状況の確認
（電話不通・停電等の場合、ラジオ放送を常時聞き最新情報
収集に努める。）
行政・本部との情報、連絡

保護者との連絡手段

- ・災害時伝言ダイヤル171の発信
- ・安心伝言板

→園児の状態・避難場所の吹込みおよび入力

交通マヒ・ライフライン不通で保護者のお迎えが大幅に遅れる事態が想定される場合

残留園児保護・残留園児の食事の検討
備蓄食品・食事提供準備（状況により園長が判断）
園の食材確認・調理室に指示
カセットコンロを用いた方法で提供できる食事を調理（状況により園長が判断）
例：おにぎり、味噌汁（アレルギーのお子様でも安心できるもの）

保護者への引き渡し
（保護者以外の方のお迎えの場合は十分な身分確認を園長が行う）

24 保育園における児童虐待への対応方針

足立区立こども園・保育園は、虐待の発生予防をはじめ虐待の早期発見、子どもや家庭への支援と見守りのために、次の方針を定めて対応していきます。

・お子様に不適切な養育の兆候が認められる場合やその他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行う。
・お子様の養育を支援するため、関係する機関と連携し必要な対応を行う。
通告先 こども支援センターげんきこども家庭支援課 03-3852-3535

※保育園には、児童虐待を発見した時、それが疑いであっても、専門機関に通告する義務が法律で定められています。この通告は、専門機関への連絡を通じ、子育てにお悩みの保護者のみなさまを必要な支援につなげるためのものです。保護者の皆様のご理解をお願いいたします。

足立区子ども施設運営課 電話 03-3880-5888
FAX 03-3880-5662
足立区立青井おひさま保育園 電話 03-5888-0763
FAX 03-5888-7306

《児童虐待とは》

身体的虐待

児童の身体に外傷が生じる、
または生じるおそれのある暴行を加えること

殴る・叩く・つねる・蹴る・首を絞める・突き飛ばす・投げ飛ばす・溺れさせる・熱湯をかける・タバコの火を押し付ける・戸外に締め出す・縄で縛る・布団蒸しにする・異物を飲ませる・乳幼児を強く揺さぶるなどの行為

性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、
または児童をしてわいせつな行為をさせること

子どもへの性交・性的行為の強要(示唆も含む)・性器や性交を見せる・性交を見てしまう環境を放置する・ポルノグラフィーの被写体にするなどの行為

ネグレクト

児童の心身の正常な発達を妨げるような不適切な養育、児童の安全配慮・監護を著しく怠ること。
また保護者以外の同居人の虐待行為を放置すること

乳幼児を家に残したまま外出する・乳幼児を車の中に放置する・夜間子どもだけで過ごさせる・適切な衣食住の世話をせず放置する・怪我や病気なのに医者に見せない・家に閉じ込めて学校に行かせない・保護者以外の同居人の虐待行為を放置するなどの行為

心理的虐待

児童に暴力的な言葉を浴びせる、きょうだい間で極端に差別する、児童の面前でドメスティック・バイオレンス(配偶者などへの暴言・暴力)を行うなど、児童に著しい心理的外傷を与えること

子どもの人格を否定する言葉を繰り返し言う・拒絶、無視する・他のきょうだいと著しく差別的な扱いをする・子どもの目の前で夫婦間暴力や激しく言い争う・保護者の自傷行為などを見せるなどの行為

当園では、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとします。

25 賠償責任保険の加入状況

お子様のけが等には十分注意して保育しますが、万が一、けがや設備備品・個人の持ち物を壊してしまったような場合には、ライクキッズ（株）の加入している総合補償制度により補償させていただきます。補償金額は下記の通りです。

【総合賠償責任保険】

<施設・業務遂行リスク、製造物・完成作業リスク>

対人賠償	1事故	5億円
対物賠償	1事故	5億円

<受託物リスク>

対物賠償	1事故	1,000万円
------	-----	---------

【傷害保険】

死亡・後遺障害	100万円
入院日額	1,500円
通院日額	1,000円

26 苦情相談窓口

保育園のことでお気づきのこと・改善して欲しいこと・お悩み等がありましたら、ご遠慮なく保育者にお伝えください。【すまいるBOX】というメールボックスも玄関ホールに設けていますので、どうぞご利用ください。

また、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。お気軽に相談受付担当者までお申し出ください。

相談・苦情受付担当者	園長 會田 千秋
相談・苦情解決責任者	園長 會田 千秋

作成日 令和4年4月1日

改訂日 令和6年5月1日

当園における保育・教育の提供を開始するにあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

園 名： 青井おひさま保育園
所 在 地： 東京都足立区青井1丁目7番6号
説明者職名： 園長 會田 千秋

私は、書面に基づいて青井おひさま保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印（署名でも可）

児童から見た続柄：